

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月21日提出
【計算期間】	第1期(自 2020年12月11日至 2021年9月21日)
【ファンド名】	シンプレクス謳歌ファンド
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5208-5211
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的
当ファンドは、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり
公債	(隔月)	欧州		(適時ヘッジ)
社債				
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、債券、その他資産 (債券先物取引、株価指 数先物取引、金先物取引)) 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（資産複合（株式、債券、その他資産（債券先物取引、株価指数先物取引、金先物取引））資産配分変更型））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が

あるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 世界の株式、債券および金に分散投資を行います

複数のマザーファンドを通じて、主として日本を含むアジアの株式へ投資するほか、主要先進国の債券、金へ実質的に分散投資を行います。

2 良質な割安成長企業の株式を厳選して投資します

当社が創業来培ってきた独自の調査活動を通じた企業選択能力をもとに、主に日本を含むアジアの中から中長期的な成長が見込める良質な割安成長企業の株式を厳選し、本質的な価値に対して割安に投資を行います。

3 先物取引も活用した分散投資により、投資効率を高めます

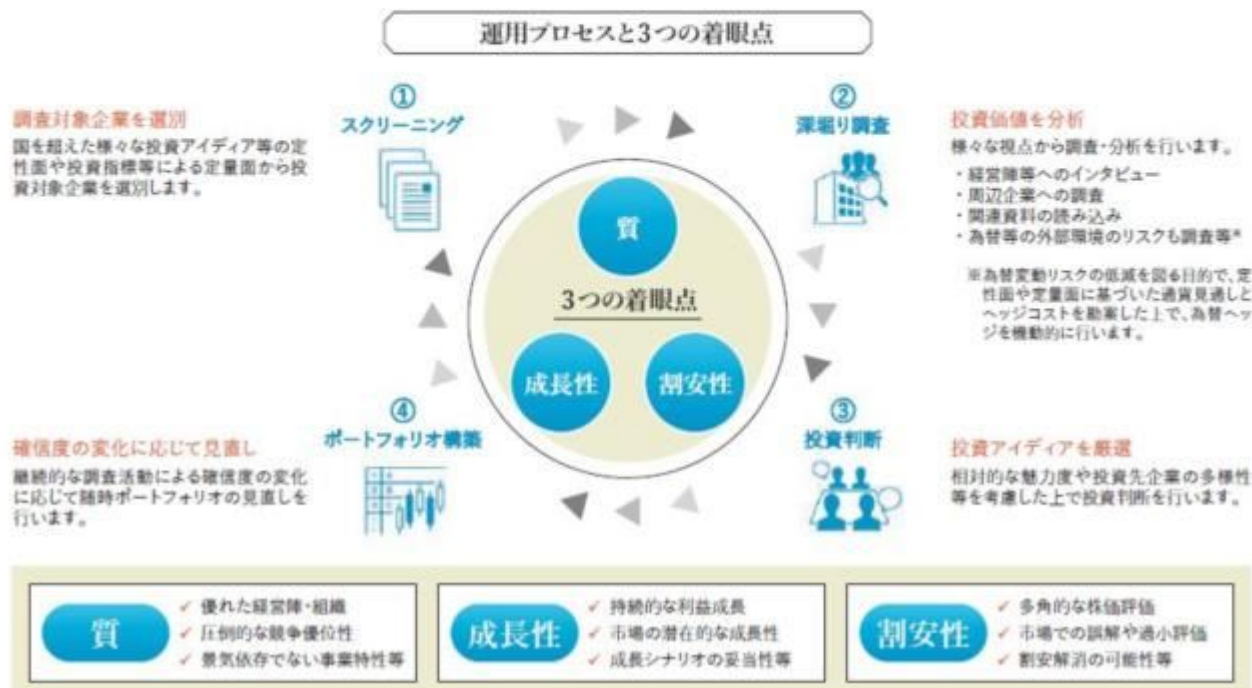
厳選した株式に加えて、債券先物取引、株価指数先物取引、および金の先物取引を活用した分散投資を行うことで、市場環境の変化の影響を抑えることを目指します。さらに、現物取引に先物取引を合わせた投資割合の合計を、信託財産の純資産総額の上限300％程度の範囲内で運用を行うことで、パフォーマンスの向上を目指します。

4 運用成果に応じた成功報酬体系に基づく信託報酬とします

長期で資産形成を目指す個人投資家の皆様と共に損益を分かち合うという考えから、運用成果の一部を成功報酬として受領します。（基準報酬を1.133％（税抜1.03％）とし、ハイ・ウォーター・マーク方式によりハイ・ウォーター・マーク超過部分の11％（税抜10％）を成功報酬として受領します。）

Point 1 厳選した株式へのこだわり

- 当社が創業来培ってきた独自の調査活動を通じた企業選択能力をもとに、主に日本を含むアジアの中から、優れた経営者や組織、事業における競争力等を有し、中長期的な成長が見込める割安成長企業の株式を厳選します。
- これら本質的な価値に対して割安な企業に投資を行うことで、株式のみで見た場合でも常に最適なポートフォリオを構築し続けます。



Point 2 資産配分へのこだわり

- 厳選した株式に加えて、株式と値動きの異なる債券および金に対して、先物取引を活用した分散投資を行い、信託財産の純資産総額の上限300%程度の範囲内で運用を行うことで、投資効率の改善を目指します。
- レバレッジも含めた資産配分比率については、各資産の値動きの大きさや違いのほか、市場環境等を勘案して決定します。



※**株価指数先物取引**：株式への投資は、前頁にある通り現物株式を主としますが、株式の実質組入比率を調整する目的で、現物株式の投資対象国（主に日本を含むアジア）の株価指数先物取引を対象に、株価指数先物取引を活用する場合があります。

※**債券先物取引**：主要先進国の国債先物取引の中から、日本国債、米国国債、英国国債、オーストラリア国債の先物取引をそれぞれ活用します。これらの投資対象は市場環境等に応じて今後見直す可能性があります。

※**金先物取引**：米国の取引所等の金先物の主要取引所に上場している金先物取引を活用します。

※**先物取引の証拠金における為替ヘッジ**：先物取引の証拠金の為替変動リスクの影響が、純資産総額に対して相当程度見込まれると判断した場合において、為替変動リスクの低減を図る目的で、定性面や定量面に基づいた通貨見通しとヘッジコストを勘案した上で、為替ヘッジ（外国為替の予約取引）を機動的に行います。

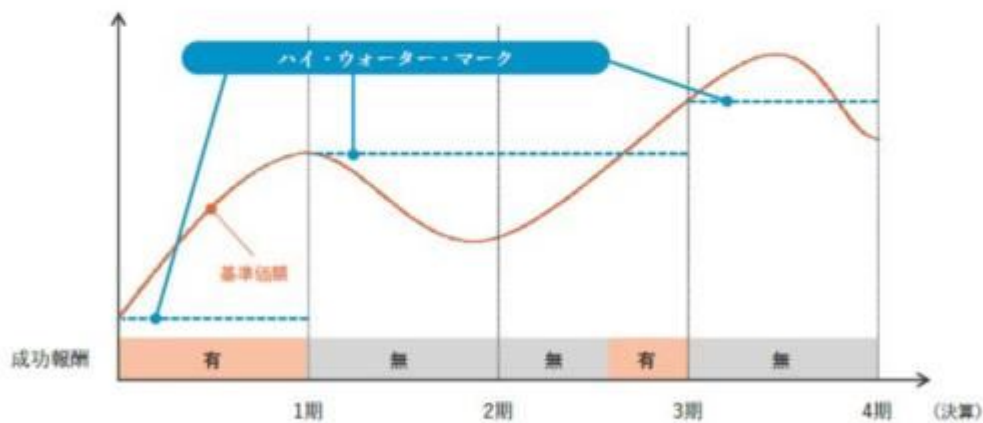
Point

3

成功報酬体系に基づく信託報酬

- 長期で資産形成を目指す個人投資家の皆様と共に損益を分かち合うという考えから、運用成果の一部を成功報酬として受領します。(基準報酬を1.133%(税抜1.03%)とし、ハイ・ウォーター・マーク方式によりハイ・ウォーター・マーク超過部分の11%(税抜10%)を成功報酬として受領します。)
- 成功報酬額は、委託会社と販売会社がそれぞれ80%と20%で案分して受領します。

成功報酬のイメージ

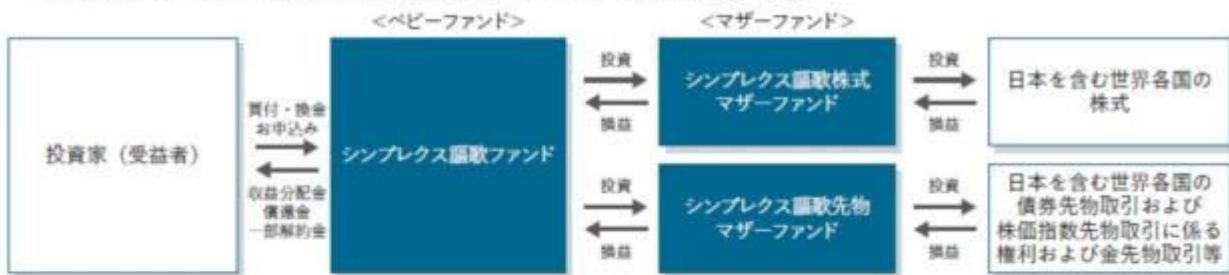


「ハイ・ウォーター・マーク」とは、最高水位線のことで、ハイ・ウォーター・マーク方式による成功報酬制は、一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。

<ファンドの仕組み>

◆ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド(シンプレクス謳歌ファンド)としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(シンプレクス謳歌株式マザーファンドおよびシンプレクス謳歌先物マザーファンド)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



<主な投資制限>

マザーファンドの受益証券への投資割合	制限を設けません。
株式への実質投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定しません。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
投資信託証券(上場投資信託証券およびマザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。

<分配方針>

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。なお、次期以降の分配に充当するため、その一部または全部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ③留保益の運用方針 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

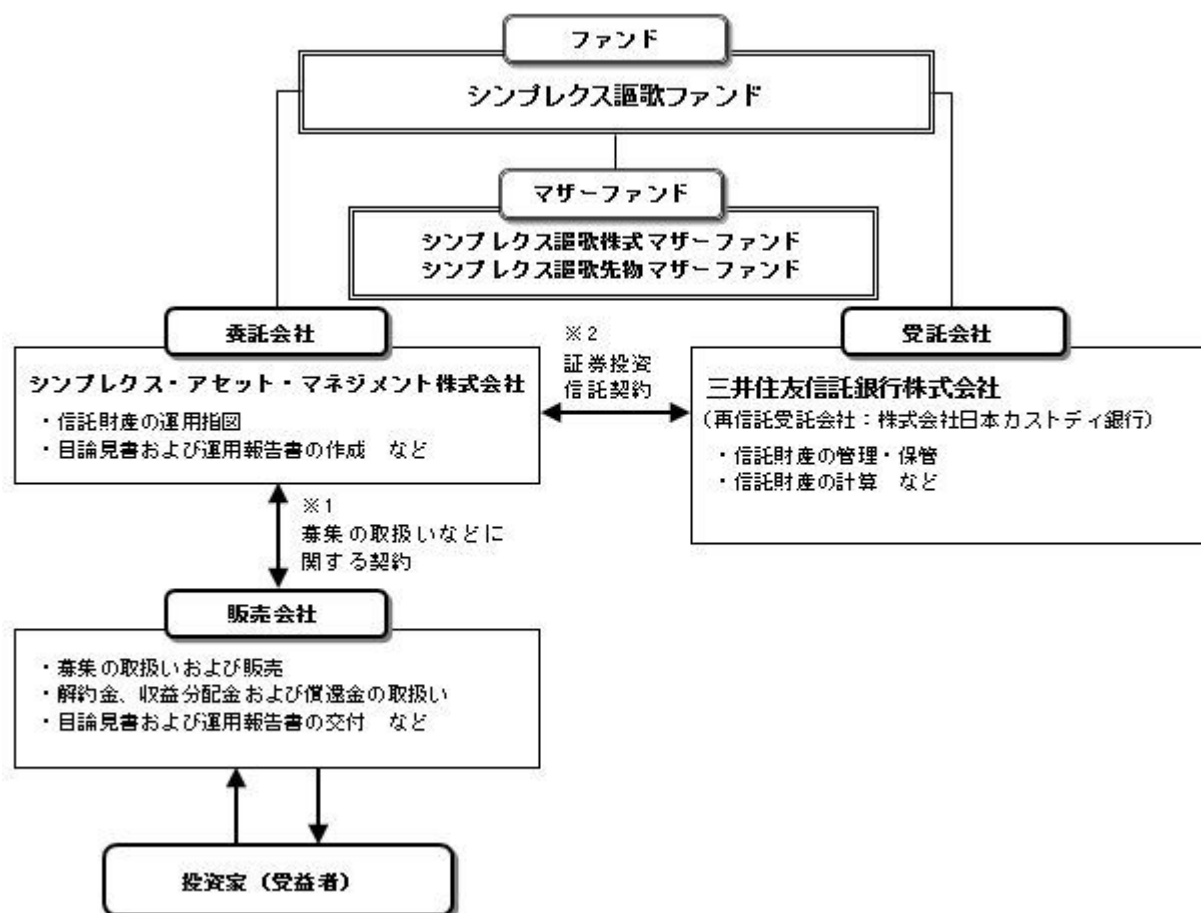
(2) 【ファンドの沿革】

2020年12月11日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2021年9月末現在）

1）資本金

370百万円

2）沿革

1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

1999年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

2001年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

2007年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主に、マザーファンドの受益証券に投資を行います。

各マザーファンドにおいて投資を行う有価証券および先物取引の評価額の合計を当該ベビーファンドの純資産総額で除した割合が300%程度の範囲内とします。ただし、先物取引の評価額は買建てと売建てを

相殺しないこととします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

（２）【投資対象】

< シンプレクス謳歌ファンド >

シンプレクス謳歌株式マザーファンドおよびシンプレクス謳歌先物マザーファンドを主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてシンプレクス謳歌株式マザーファンドおよびシンプレクス謳歌先物マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- ６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．～11．の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記1.～6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<シンプレクス謳歌株式マザーファンド>

日本を含む世界各国の株式へ投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記1.～6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<シンプレクス謳歌先物マザーファンド>

日本を含む世界各国の債券先物取引および株価指数先物取引を活用します。債券への投資は、日本を含む世界各国の債券への投資のほか、先物取引を活用します。また金先物取引への投資は、上場投資証券または先物取引を活用します。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10項に規定するものをいい、同号イに定めるものに限ります。信託約款第18条の2に定めるものに限ります。）
- 二. 約束手形
- ホ. 金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- ６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．～11．の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記１．～６．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<シンプレクス謳歌株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	日本を含む世界各国の株式への分散投資を通じて、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式へ投資を行います。
投資方針	主に、日本を含む世界各国の株式へ投資を行います。 為替変動リスクの低減を図る目的で、定性面や定量面に基づいた通貨見通しとヘッジコストを勘案した上で、為替ヘッジ（外国為替の予約取引）を機動的に行います。 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式への投資割合は制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

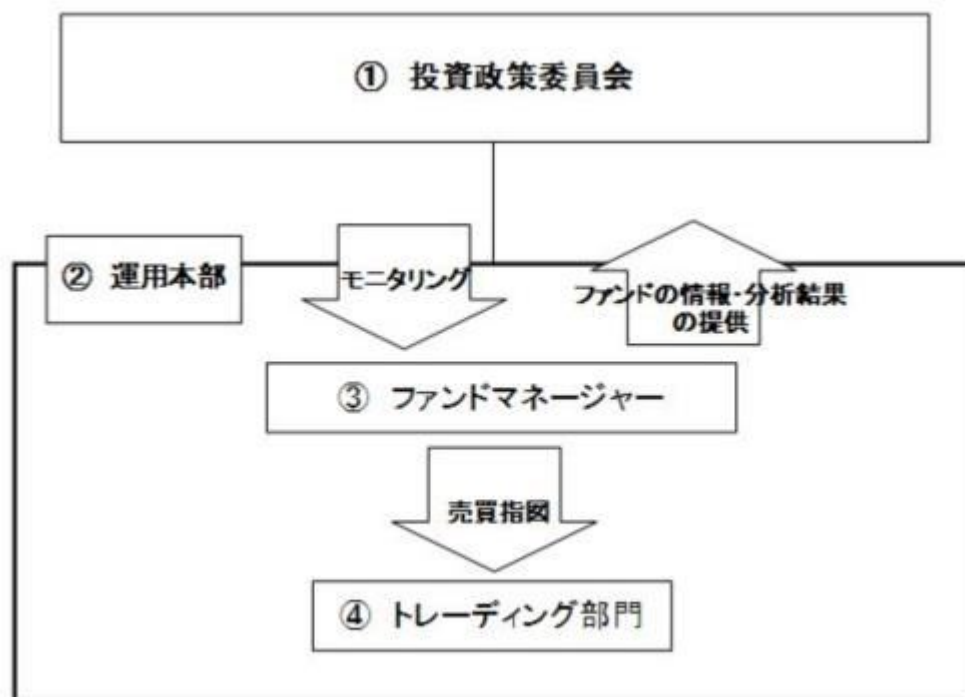
<シンプレクス謳歌先物マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	日本を含む世界各国の債券先物取引および株価指数先物取引に係る権利および金先物取引等への実質的な分散投資を通じて、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の債券先物取引および株価指数先物取引を活用します。債券への投資は、日本を含む世界各国の債券への投資のほか、先物取引を活用します。また金先物取引への投資は、上場投資証券または先物取引を活用します。
投資方針	主に、日本を含む世界各国の債券先物取引および株価指数先物取引に係る権利および金先物取引等への投資を行います。また債券については、一部で現物投資を行うほか、金については一部で上場投資証券への投資を行います。 外貨建資産について、為替変動リスクの低減を図る目的で、定性面や定量面に基づいた通貨見通しとヘッジコストを勘案した上で、為替ヘッジ（外国為替の予約取引）を機動的に行います。 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	デリバティブ取引の利用には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断され

る場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、22名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

< 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等 >

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

上記は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- １）収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ２）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。なお、次期以降の分配に充当するため、その一部または全部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ３）留保益の運用方針 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行われます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

< シンプレクス謳歌ファンド >

- １）マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ３）株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ４）デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ５）投資信託証券（上場投資信託証券およびマザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- ６）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。
- ７）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- ８）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ１０％、合計で２０％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ９）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< その他の投資制限 >

ａ．投資する株式等の範囲

- １．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品

取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. e. に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取

り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

6. e. に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 e. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 e. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

f. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産にかかる為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
2. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1. 上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の範囲内

2. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
3. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<シンプレクス謳歌株式マザーファンド>

- 1) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への投資割合は制限を設けません。
- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

4) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

<その他の投資制限>

a. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも

のについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. e. に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. e. に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下e. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下e. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- f. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g. 外国為替予約の指図
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産にかかる為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
 2. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

< シンプレクス謳歌先物マザーファンド >

- 1) デリバティブ取引の利用には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 4) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

< その他の投資制限 >

a. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている

株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. 投資する商品等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する商品等は、商品取引所等に上場されまたは取引されているものとします。
2. 上記に規定する商品等については、商品取引所等の最終取引日までに反対売買約定による相殺決済を実行し取引を終了させるものとします。

e. スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5. f. に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. f. に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 f. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 f. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- h. 外国為替予約の指図
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産にかかる為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
 2. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて実質的に値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け変動します。株式の価格は短期的または長期的に大幅に下落する場合があります。組入れ銘柄の株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、ファンドの投資成果に重大な損失が生じるリスクがあります。また、新興国の株式は、先進国の株式に比べ価格変動が大きくなる傾

向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

- ・公社債の価格は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。組入れ公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、ファンドの投資成果に重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・国債先物取引、株価指数先物取引の価格は、対象証券または指数の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・金先物取引（市場取引）の価格は、金先物取引市場を含む商品市場における、金利、需要と供給の関係の変化、政府による貿易管理、財政管理、金融管理及び為替管理の政策、国内外の政治経済状況や天候など様々な要因の影響を受け、変動します。さらに、政府は、随時、一定の商品市場に直接又は規制を用いて介入することがあります。それらの要因等によって金先物取引に損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

- ・外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、基準価額が大きく変動するリスクがあります。また、一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べ為替変動が大きくなる場合があります。そのため、外国建資産を組み入れた場合には、為替リスクの低減を目指し、為替ヘッジ（外国為替の予約取引）を機動的に行いますが、為替ヘッジを行った場合でも、上記の為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストがかかることにご留意ください。

当ファンドが活用する資産配分に関するリスク

- ・市場の予期せぬ値動き等により、当ファンドが活用する資産配分が効果的に機能しない可能性があります。基準価額が予想外に下落する場合があります。当ファンドでは、デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建てを行うことから、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があり、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

信用リスク

- ・投資した株式や債券の発行体の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくは利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となった場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

カントリーリスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）によって、大きな損失が生じるリスクがあります。特に新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになる可能性があります。さらに、政策当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の様々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブリスク

- ・先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等の派生商品取引の利用をヘッジ目的に限定しておりません。したがって、派生商品取引を活用することにより、実際の価格変動が見通しと異なった場合、損失を被るリスクがあります。

レバレッジに関するリスク

- ・国債先物取引、商品先物取引、株価指数先物取引などを用いてレバレッジ取引を行い、現物取引を含めた投資割合の合計が、信託財産の純資産総額の300%程度の範囲内で運用を行います。そのため、債券や商品、株式の価格の影響を大きく受けます。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却

できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

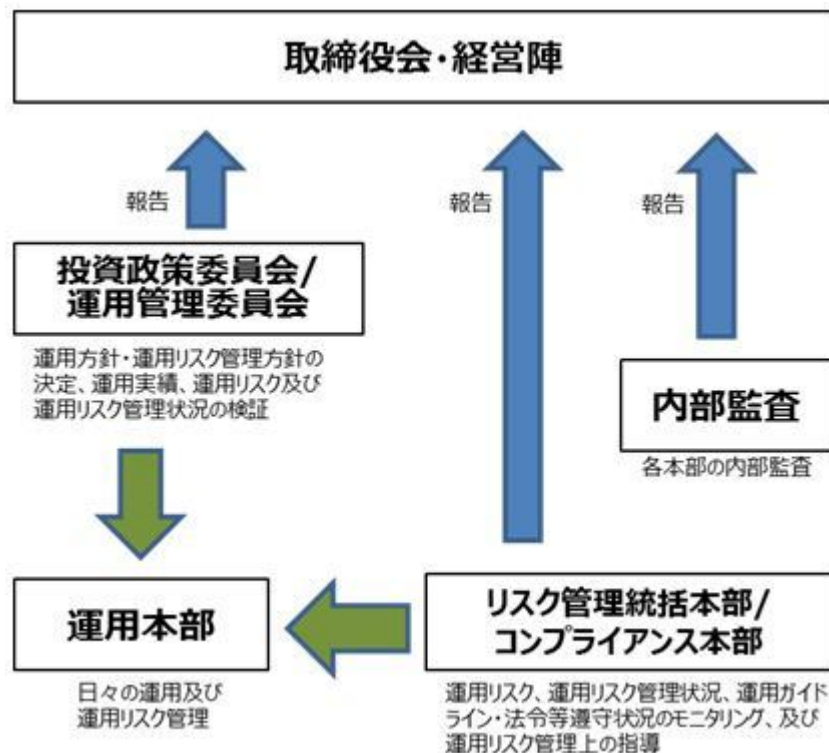
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・当ファンドでは、各計算期末において基準価額が所定の成功報酬基準を超えた場合、超過分について成功報酬を受領いたします。一度受領した成功報酬は、その後基準価額が下落した場合でも信託財産に払い戻しされません。
- ・投資信託は、預金または保険契約ではなく、元本保証および利回りの保証のいずれでもありません。
- ・金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益証券の一部解約の実行の受付を中止することがあります。
- ・先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、投資する先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、投資している先物取引を手仕舞い、乗り換え対象となる限月の先物取引を買い建てることとなりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。その価格差により、基準価額が影響を受けることがあります。
- ・取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合には、当ファンドの投資態度に沿った運用ができない場合があります。
- ・販売会社より委託会社に対してお申込金の払込が現実になされるまでは、委託会社はいかなる責任も負いません。収益分配金・一部解約代金・償還金の支払いは、すべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社へ支払った後は、受益者への支払いについて責任を負いません。
- ・当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
- ・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。
- ・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び派生商品取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
- ・法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性もあります。
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制



上記は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 流動性リスクの管理体制 >

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

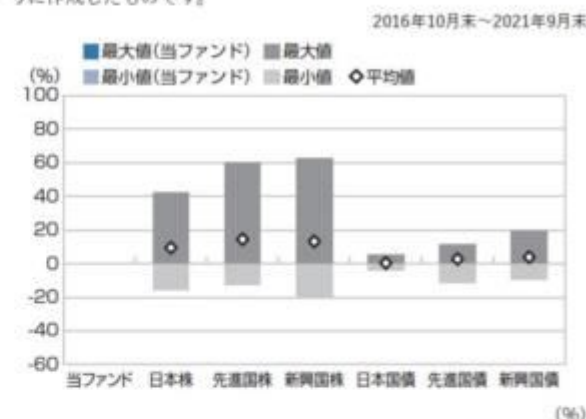


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	—	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△11.4	△9.4
平均値	—	9.5	14.4	13.2	0.3	2.7	3.8

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は以下の方法により計算される基本報酬および成功報酬を合計した金額とします。

基本報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.133% (税抜1.03%) の率を乗じて得た金額が計上されます。

基本報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

配分（税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
年率0.50%	年率0.50%	年率0.03%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の基本報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

成功報酬

運用実績が一定水準以上に達したとき、上記信託報酬額に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式による成功報酬額を受領します。成功報酬額は、委託会社と販売会社がそれぞれ80%と20%で案分して受領します。

（成功報酬の配分）

総額を100%			役務の内容
配分	委託会社	80%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	20%	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価

１．ハイ・ウォーター・マーク方式

ハイ・ウォーター・マークとは、最高水位線のことで、ハイ・ウォーター・マーク方式による成功報酬制は、一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。

２．成功報酬は、毎計算期間を通じて毎日、計算日の前営業日の基準価額（当該日が決算期末の場合は、収益分配金控除前の基準価額とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、当該基

準価額からハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に、100分の11（税抜10）の率（税込み）を乗じて得た額を計上します。

なお、毎計算期末において、当該1万口当たり基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合には、翌計算期間のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。なお、当初ハイ・ウォーター・マークは1万円とします。

上記の基本報酬および成功報酬（（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の成功報酬額を含みます。）以下「信託報酬等」といいます。）および信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁のときに信託財産中から支弁します。

（ご参考例「成功報酬計算基準」）

成功報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	計算期末基準価額(注)
2020年12月11日～2021年9月21日	10,000円	9,958円
2021年9月22日～2022年9月20日	10,000円	-

(注)基準価額は収益分配控除後の基準価額です。

(注)信託約款上は、ハイ・ウォーター・マークのことを成功報酬計算基準といいます。

成功報酬の留意点

毎日の基準価額は、前営業日の成功報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に成功報酬が差し引かれるものではありません。またその成功報酬は、計算期間末（年1回）ごとにファンドから支払われますが、この場合も成功報酬は既に費用計上されているので、更に成功報酬が差し引かれるものではありません。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」（当該諸経費に係る消費税等に相当する金額を含みます。）とい

います。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
上記に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１.から７.までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- 販売用資料、目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 格付の取得に要する費用
- この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

委託会社は、上記およびに定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ

め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、かかる上限、固定率または固定金額を何時にても変更することができます。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

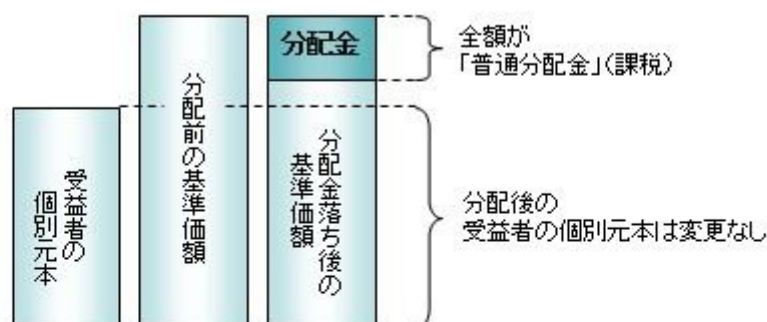
２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

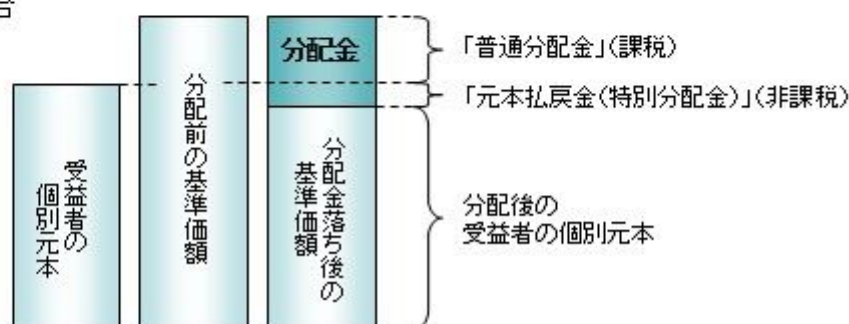
- 1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2）受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ）、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年9月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シンプレクス謳歌ファンド】

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,207,389,809	100.03
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	375,608	0.03
合計（純資産総額）		1,207,014,201	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シンプレクス謳歌株式マザーファンド	682,405,114	1.1586	790,634,566	1.1459	781,968,020	64.79
日本	親投資信託受益証券	シンプレクス謳歌先物マザーファンド	532,642,781	0.8589	457,486,885	0.7987	425,421,789	35.25

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2021年 9月21日)	1,248	1,248	0.9958	0.9958
2020年12月末日	1,571	—	1.0038	—
2021年 1月末日	1,569	—	0.9914	—
2月末日	1,498	—	0.9336	—
3月末日	1,312	—	0.9340	—
4月末日	1,322	—	0.9334	—
5月末日	1,342	—	0.9392	—
6月末日	1,348	—	0.9362	—
7月末日	1,399	—	0.9647	—
8月末日	1,217	—	0.9766	—
9月末日	1,207	—	0.9627	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2020年12月11日～2021年 9月21日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2020年12月11日～2021年 9月21日	0.42

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2020年12月11日～2021年 9月21日	1,700,284,235	446,457,805

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

シンプレクス謳歌株式マザーファンド

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	624,491,800	79.86
	ケイマン	35,896,650	4.59
	バミューダ	8,082,567	1.03
	フィリピン	2,952,936	0.38
	中国	5,450,451	0.70
	小計	676,874,404	86.56
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	105,098,526	13.44
合計(純資産総額)		781,972,930	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	52,118,424	6.66

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	シーアールイー	不動産業	8,100	2,412.00	19,537,200	2,417.00	19,577,700	2.50
日本	株式	アルファポリス	情報・通信業	5,400	3,528.80	19,055,554	3,605.00	19,467,000	2.49
日本	株式	アイティメディア	サービス業	8,400	2,350.42	19,743,555	2,301.00	19,328,400	2.47
日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	10,900	1,657.00	18,061,300	1,768.00	19,271,200	2.46
日本	株式	ジェイリース	その他金融業	8,900	2,048.00	18,227,200	2,087.00	18,574,300	2.38
日本	株式	チャーム・ケア・コーポレーション	サービス業	10,300	1,662.52	17,124,056	1,798.00	18,519,400	2.37
日本	株式	アウトソーシング	サービス業	9,100	2,005.00	18,245,500	2,025.00	18,427,500	2.36
日本	株式	S B Sホールディングス	陸運業	4,200	4,246.12	17,833,733	4,225.00	17,745,000	2.27
日本	株式	クリーク・アンド・リバー社	サービス業	9,500	1,839.00	17,470,500	1,841.00	17,489,500	2.24
日本	株式	エムアップホールディングス	情報・通信業	4,700	3,365.00	15,815,500	3,665.00	17,225,500	2.20
日本	株式	ロート製薬	医薬品	4,800	3,495.00	16,776,000	3,430.00	16,464,000	2.11
日本	株式	ギフト	小売業	5,600	2,871.98	16,083,097	2,922.00	16,363,200	2.09
日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	10,500	1,569.00	16,474,500	1,538.00	16,149,000	2.07
日本	株式	ダイレクトマーケティングミックス	サービス業	3,700	4,295.00	15,891,500	4,345.00	16,076,500	2.06
日本	株式	オークネット	情報・通信業	7,000	2,271.31	15,899,221	2,286.00	16,002,000	2.05
日本	株式	ライトアップ	サービス業	5,000	3,317.33	16,586,656	3,185.00	15,925,000	2.04
日本	株式	キュービーネットホールディングス	サービス業	7,900	1,970.22	15,564,811	2,007.00	15,855,300	2.03
日本	株式	船井総研ホールディングス	サービス業	5,200	3,015.00	15,678,000	3,040.00	15,808,000	2.02
日本	株式	ブレナス	小売業	7,100	2,171.98	15,421,093	2,180.00	15,478,000	1.98
日本	株式	トリドールホールディングス	小売業	5,300	2,606.00	13,811,800	2,813.00	14,908,900	1.91
日本	株式	ライフコーポレーション	小売業	3,300	4,785.00	15,790,500	4,490.00	14,817,000	1.89
日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	3,700	3,970.00	14,689,000	3,895.00	14,411,500	1.84
日本	株式	ヒューリック	不動産業	11,400	1,334.00	15,207,600	1,248.00	14,227,200	1.82
日本	株式	プロパティエージェント	不動産業	4,400	3,216.51	14,152,679	3,200.00	14,080,000	1.80
日本	株式	ライドオンエクスプレスホールディングス	サービス業	8,100	1,634.00	13,235,400	1,630.00	13,203,000	1.69
日本	株式	イー・ガーディアン	サービス業	4,200	3,220.00	13,524,000	3,040.00	12,768,000	1.63
日本	株式	ギークス	サービス業	8,500	1,532.77	13,028,568	1,501.00	12,758,500	1.63

日本	株式	セントケア・ホールディング	サービス業	12,600	1,007.25	12,691,468	1,010.00	12,726,000	1.63
日本	株式	カチタス	不動産業	3,200	4,055.00	12,976,000	3,965.00	12,688,000	1.62
日本	株式	トランザクション	その他製品	10,400	1,211.62	12,600,919	1,200.00	12,480,000	1.60

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)	
株式	国内	建設業	2.46	
		食料品	1.20	
		繊維製品	1.62	
		化学	1.17	
		医薬品	2.11	
		ガラス・土石製品	0.58	
		金属製品	0.49	
		機械	1.54	
		電気機器	1.09	
		精密機器	1.43	
		その他製品	1.60	
		陸運業	3.74	
		倉庫・運輸関連業	1.04	
		情報・通信業	13.61	
		小売業	8.35	
		その他金融業	3.38	
		不動産業	8.81	
		サービス業	25.66	
		外国	素材	0.70
			資本財	0.44
	運輸		1.24	
	耐久消費財・アパレル		0.68	
	消費者サービス		1.74	
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器		0.88	
	公益事業		1.03	
合計			86.56	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
-------	----	----	----	---------	--------	---------

為替予約取引	香港ドル	売建	3,625,680.00	51,013,317	52,118,424	6.66
--------	------	----	--------------	------------	------------	------

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

シンプレクス謳歌先物マザーファンド

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	207,777,108	48.84
投資信託受益証券	アメリカ	23,471,414	5.52
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	194,178,950	45.64
合計(純資産総額)		425,427,472	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	529,703,370	124.51
	買建	イギリス	529,284,946	124.41
	買建	オーストラリア	489,660,414	115.10
	買建	シンガポール	317,919,000	74.73
その他先物取引	買建	アメリカ	212,109,664	49.86

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	142,019,270	33.38

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
日本	国債証券	第360回利付国債（10年）	206,300,000	100.99	208,342,370	100.71	207,777,108	0.100	2030/9/20	48.84
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD SHARES	1,300	18,460.08	23,998,110	18,054.93	23,471,414	—	—	5.52

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	48.84
投資信託受益証券	5.52
合計	54.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 （各通貨）	契約額等（円）	評価額 （各通貨）	評価額（円）	投資 比率 （%）
債券先 物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	US10Y-N 2112	買建	36	米ドル	4,792,928.04	536,424,506	4,732,875	529,703,370	124.51
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	AUST 10Y2112	買建	43	オースト ラリアド ル	6,174,468.9	496,797,767	6,085,762.05	489,660,414	115.10
	イギリ ス	インターコ ンチネン タル取引所	LONG GIL2112	買建	28	ポンド	3,565,303.2	536,328,560	3,518,480	529,284,946	124.41
	シンガ ポール	シンガポー ル取引所	海外市場 J G B (S G X) M I N I	買建	21	日本円	318,466,200	318,466,200	317,919,000	317,919,000	74.73
その他 先物取 引	アメリカ	ニューヨー ク商品取引 所	GOLD100 2112	買建	11	米ドル	1,940,180	217,144,945	1,895,190	212,109,664	49.86

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資 比率 （%）
為替予約取引	米ドル	売建	1,269,100.00	139,016,325	142,019,270	33.38

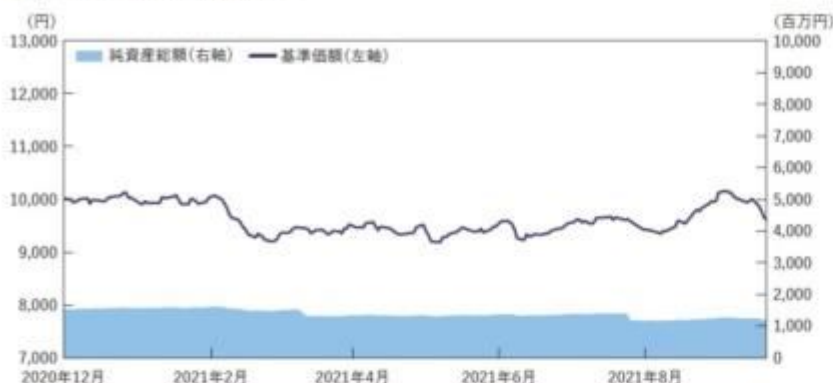
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

参考情報

運用実績

(2021年9月30日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	9,627円
純資産総額	12.07億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2021年9月	0円
設定未累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

■資産配分

	先物	現物
株式	0.0%	56.1%
日本株式		51.7%
アジア株式		4.3%
株価指数先物	0.0%	
債券	154.6%	17.2%
日本国債現物		17.2%
日本国債先物	26.3%	
米国国債先物	43.9%	
英国国債先物	43.9%	
豪州国債先物	40.6%	
金	17.6%	1.9%
金先物	17.6%	
金ETF		1.9%
現金等		24.8%
資産配分合計	172.2%	
純資産総額		100.0%

※謳歌ファンドの純資産総額に対する割合です。

■組入上位10銘柄

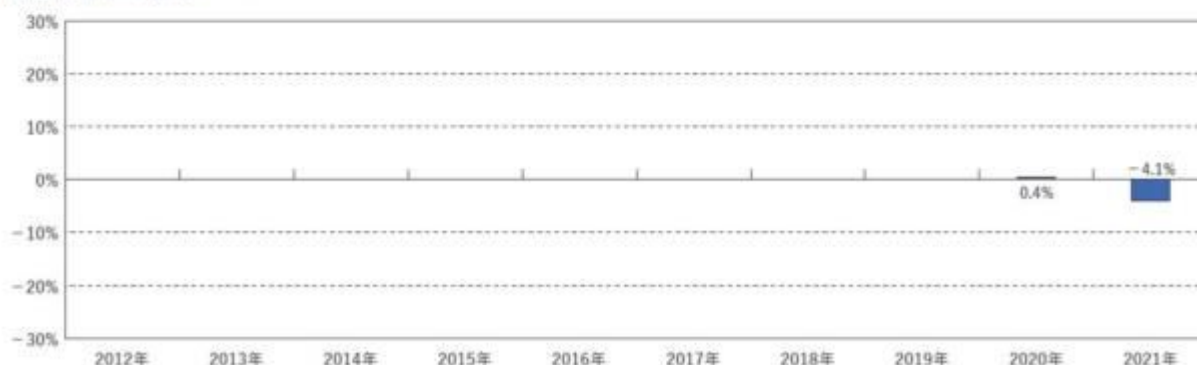
	銘柄	国・地域	業種	比率
1	シーアールイー	日本	不動産	1.6%
2	アルファポリス	日本	コミュニケーション・サービス	1.6%
3	アイティメディア	日本	コミュニケーション・サービス	1.6%
4	ダイセキ環境ソリューション	日本	資材・サービス	1.6%
5	ジェイリース	日本	金融	1.5%
6	チャーム・ケア・コーポレーション	日本	ヘルスケア	1.5%
7	アウトソーシング	日本	資材・サービス	1.5%
8	SBSホールディングス	日本	資材・サービス	1.5%
9	クリーク・アンド・リバー社	日本	資材・サービス	1.4%
10	エムアップホールディングス	日本	情報技術	1.4%

※謳歌ファンドの純資産総額に対する割合です。

※国・地域は、本社所在国等に基づいた当社による分類です。

※業種は、世界産業分類基準（GICS）の分類に基づきます。

<年間収益率の推移>（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。

・2020年は設定日（12月11日）から12月末までの騰落率、2021年は年初9月末までの騰落率を表示しています。

・当ファンドに、ベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかが休業となる日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（７）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）信託の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

（２）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（４）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかが休業となる日に該当する場合は、解約請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行

行、香港の銀行

(5) 解約制限

ありません。

(6) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

(7) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(8) 解約単位

1円単位または1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日からお支払いします。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

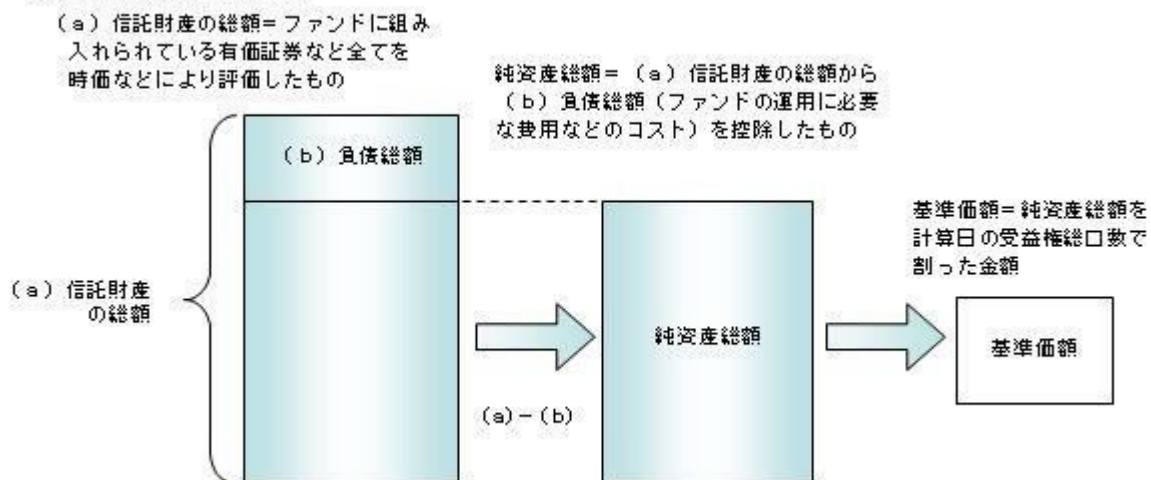
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
 - ・価格情報会社の提供する価額
- 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- * 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2029年9月20日までとします（2020年12月11日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年9月21日から翌年9月20日とします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行われます。

信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

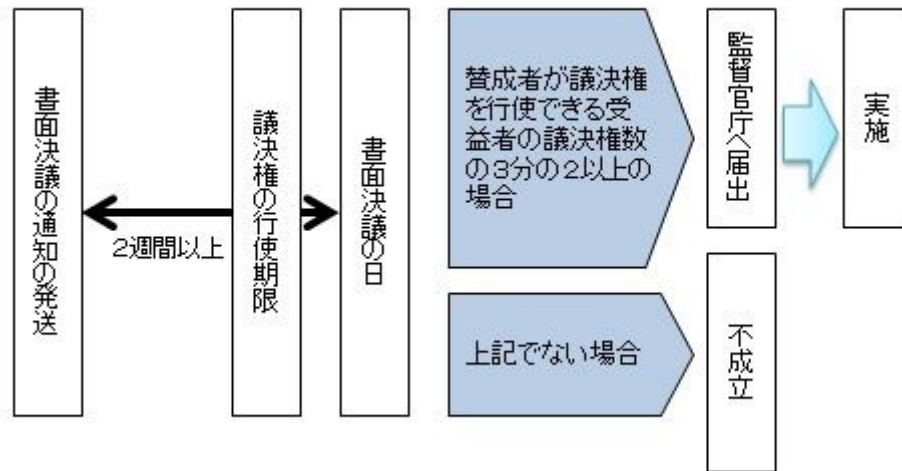
書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を送ります。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書

面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [http:// www.simplexasset.com /](http://www.simplexasset.com/)

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.simplexasset.com/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの第1期計算期間は信託約款第35条により、2020年12月11日から2021年 9月21日までとなっております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2020年12月11日から2021年 9月21日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【シンプレクス謳歌ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2021年 9月21日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,253,546,563
未収入金	180,244
流動資産合計	1,253,726,807
資産合計	1,253,726,807
負債の部	
流動負債	
未払解約金	180,244
未払受託者報酬	120,944
未払委託者報酬	4,036,640
その他未払費用	800,994
流動負債合計	5,138,822
負債合計	5,138,822
純資産の部	
元本等	
元本	1,253,826,430
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,238,445
元本等合計	1,248,587,985
純資産合計	1,248,587,985
負債純資産合計	1,253,726,807

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自 2020年12月11日 至 2021年 9月21日)
営業収益	
有価証券売買等損益	5,335,035
営業収益合計	5,335,035
営業費用	
受託者報酬	359,454
委託者報酬	11,986,889
その他費用	2,788,586
営業費用合計	15,134,929
営業利益又は営業損失（ ）	20,469,964
経常利益又は経常損失（ ）	20,469,964
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,469,964
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	19,117,670
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	722,833
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	722,833
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,608,984
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,608,984
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,238,445

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第1期（2021年 9月21日現在）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第1期 (2021年 9月21日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 1,539,273,401円 期中追加設定元本額 161,010,834円 期中解約元本額 446,457,805円
2. 受益権の総数	1,253,826,430口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 5,238,445円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 (自 2020年12月11日 至 2021年 9月21日)
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額（-円）、解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（-円）、信託約款に規定される収益調整金（85,219円）及び分配準備積立金（-円）より分配対象額は85,219円（1万口当たり0.67円）ですが、分配を行っておりません。
2. その他費用	主に印刷費用及び監査費用であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 (自 2020年12月11日 至 2021年 9月21日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。

2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (2021年 9月21日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 (2021年 9月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	49,920,202
合計	49,920,202

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第1期 (2021年 9月21日現在)	
1口当たりの純資産額	0.9958円
(1万口当たりの純資産額)	9,958円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シンプレクス謳歌株式マザーファンド	682,434,888	790,873,791	
	シンプレクス謳歌先物マザーファンド	538,429,853	462,672,772	
合計		1,220,864,741	1,253,546,563	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シンプレクス謳歌株式マザーファンド」受益証券および「シンプレクス謳歌先物マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「シンプレクス謳歌株式マザーファンド」および「シンプレクス謳歌先物マザーファンド」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

シンプレクス謳歌株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2021年 9月21日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	14,756,207
コール・ローン	20,267,452
株式	759,033,776
派生商品評価勘定	153,004
未収入金	36,560,240
未収配当金	1,039,032
流動資産合計	831,809,711
資産合計	831,809,711
負債の部	
流動負債	
未払金	40,807,146
未払解約金	109,546
未払利息	3
流動負債合計	40,916,695
負債合計	40,916,695
純資産の部	
元本等	
元本	682,434,888
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	108,458,128
元本等合計	790,893,016
純資産合計	790,893,016
負債純資産合計	831,809,711

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
--------------------	----

	移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2021年 9月21日現在）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2021年 9月21日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首 2020年12月11日 期首元本額 677,280,296円 期首からの追加設定元本額 360,013,208円 期首からの解約元本額 354,858,616円 元本の内訳（注） シンプレクス謳歌ファンド 682,434,888円 合計 682,434,888円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	682,434,888口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2020年12月11日 至 2021年 9月21日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、株式を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡しを伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年 9月21日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	(2021年 9月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	74,160,108

合計	74,160,108
----	------------

(注)「当計算期間」とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2021年 9月21日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売建	51,166,321	-	51,013,317	153,004
	香港ドル	51,166,321	-	51,013,317	153,004
合計		51,166,321	-	51,013,317	153,004

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(2021年 9月21日現在)	
1口当たりの純資産額	1.1589円
(1万口当たりの純資産額)	11,589円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ダイセキ環境ソリューション	15,500	1,657.00	25,683,500	
	ピクルスコーポレーション	9,600	2,198.00	21,100,800	
	セーレン	5,500	2,100.00	11,550,000	
	ゴールドウイン	1,600	7,330.00	11,728,000	
	扶桑化学工業	2,800	5,270.00	14,756,000	
	ロート製薬	4,800	3,495.00	16,776,000	
	M A R U W A	900	11,820.00	10,638,000	
	トーカロ	5,400	1,452.00	7,840,800	
	横河ブリッジホールディングス	4,000	2,478.00	9,912,000	
	D M G 森精機	7,000	2,126.00	14,882,000	
	新光電気工業	900	3,935.00	3,541,500	
	ノーリツ鋼機	5,900	2,750.00	16,225,000	
	トランザクション	7,700	1,210.00	9,317,000	
	ローランド	1,000	5,350.00	5,350,000	
	S B S ホールディングス	4,500	4,245.00	19,102,500	
	丸全昭和運輸	4,200	3,680.00	15,456,000	
	エーアイテイー	6,700	1,239.00	8,301,300	
	エムアップホールディングス	4,700	3,365.00	15,815,500	
	デジタルハーツホールディングス	3,400	2,250.00	7,650,000	
	インターネットイニシアティブ	4,200	3,970.00	16,674,000	
	オークネット	7,300	2,275.00	16,607,500	
	プロトコーポレーション	10,500	1,569.00	16,474,500	
	オリコン	11,700	995.00	11,641,500	
	U S E N - N E X T H O L D I N G S	3,500	3,720.00	13,020,000	
	アルファポリス	4,000	3,500.00	14,000,000	
	トリドールホールディングス	5,300	2,606.00	13,811,800	
	G - 7 ホールディングス	3,100	4,290.00	13,299,000	
	ライフコーポレーション	3,300	4,785.00	15,790,500	
	ギフト	4,100	2,817.00	11,549,700	
	ジェイリース	10,500	2,048.00	21,504,000	
	イントラスト	3,200	710.00	2,272,000	

	ヒューリック	11,400	1,334.00	15,207,600	
	日本管理センター	6,900	1,255.00	8,659,500	
	シーアールイー	9,300	2,412.00	22,431,600	
	プロパティエージェント	3,900	3,210.00	12,519,000	
	カチタス	3,800	4,055.00	15,409,000	
	アイティメディア	8,300	2,364.00	19,621,200	
	セントケア・ホールディング	9,300	1,003.00	9,327,900	
	アウトソーシング	9,100	2,005.00	18,245,500	
	レッグス	6,100	2,124.00	12,956,400	
	クリーク・アンド・リバー社	11,300	1,839.00	20,780,700	
	イー・ガーディアン	5,200	3,220.00	16,744,000	
	チャーム・ケア・コーポレーション	9,500	1,652.00	15,694,000	
	ライドオンエクスプレスホールディングス	10,900	1,634.00	17,810,600	
	シグマックス	5,400	2,889.00	15,600,600	
	ライトアップ	6,000	3,295.00	19,770,000	
	ギークス	8,100	1,531.00	12,401,100	
	ダイレクトマーケティングミックス	3,700	4,295.00	15,891,500	
	船井総研ホールディングス	6,600	3,015.00	19,899,000	
小計		301,600		701,239,600	
香港ドル	GANFENG LITHIUM CO LTD	2,900	143.20	415,280.00	
	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	19,000	12.52	237,880.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS COMPANY LTD	27,000	32.50	877,500.00	
	BOSIDENG INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	66,000	6.47	427,020.00	
	CHINA EDUCATION GROUP HOLDINGS LIMITED	41,000	12.84	526,440.00	
	FU SHOU YUAN INTERNATIONAL GROUP,LTD.	63,000	6.44	405,720.00	
	VSTECs HOLDINGS LTD	70,000	6.90	483,000.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LIMITED	11,800	21.90	258,420.00	
	CHINA WATER AFFAIRS GROUP LIMITED	34,000	8.17	277,780.00	
小計		334,700		3,909,040.00	
				(55,000,192)	
フィリピンペソ	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	6,710	190.90	1,280,939.00	
小計		6,710		1,280,939.00	
				(2,793,984)	
合 計		643,010		759,033,776	
				(57,794,176)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(口)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式 9銘柄	7.0%	95.2%
フィリピンペソ	株式 1銘柄	0.4%	4.8%

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

シンプレクス謳歌先物マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2021年 9月21日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	91,122,135
コール・ローン	42,972,034
国債証券	208,342,370
投資信託受益証券	36,144,951
派生商品評価勘定	271,207
未収利息	565
前払金	52,913,823
差入委託証拠金	46,890,004
流動資産合計	478,657,089
資産合計	478,657,089
負債の部	
流動負債	

(2021年 9月21日現在)

派生商品評価勘定	15,917,643
未払解約金	70,698
未払利息	7
流動負債合計	15,988,348
負債合計	15,988,348
純資産の部	
元本等	
元本	538,429,853
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	75,761,112
元本等合計	462,668,741
純資産合計	462,668,741
負債純資産合計	478,657,089

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 投資信託受益証券
--------------------	--

	移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 債券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 商品先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2021年 9月21日現在）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2021年 9月21日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	
	期首 2020年12月11日
	期首元本額 861,993,105円
	期首からの追加設定元本額 385,133,092円
	期首からの解約元本額 708,696,344円
	元本の内訳（注）
	シンプレクス謳歌ファンド 538,429,853円
	合計 538,429,853円

2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間 末日における受益権の総数		538,429,853口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って いる差額	75,761,112円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2020年12月11日 至 2021年 9月21日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、債券先物取引、株価指数先物取引および金先物取引を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡しを伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年 9月21日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	(2021年 9月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	247,560
投資信託受益証券	1,601,913
合計	1,354,353

(注)「当計算期間」とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

（2021年 9月21日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,114,750,420	-	2,105,903,329	8,847,091
合計		2,114,750,420	-	2,105,903,329	8,847,091

(注)1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（商品関連）

（2021年 9月21日現在）

（単位：円）

--	--	--	--	--

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	商品先物取引				
	買建	277,633,944	-	270,563,392	7,070,552
	合計	277,633,944	-	270,563,392	7,070,552

(注)1. 時価の算定方法

商品先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 商品先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(2021年 9月21日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場外取引	為替予約取引				
	売建	139,287,532	-	139,016,325	271,207
	米ドル	139,287,532	-	139,016,325	271,207
	合計	139,287,532	-	139,016,325	271,207

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(2021年 9月21日現在)	
1口当たりの純資産額 0.8593円 (1万口当たりの純資産額 8,593円)	

附属明細表

第 1 有価証券明細表
 (イ)株式

該当事項はありません。

(ロ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第 3 6 0 回利付国債 (1 0 年)	206,300,000	208,342,370	
国債証券合計			206,300,000	208,342,370	
投資信託受 益証券	米ドル	SPDR GOLD SHARES	2,000	329,880.00	
	米ドル 小計		2,000	329,880.00 (36,144,951)	
投資信託受益証券合計				36,144,951 (36,144,951)	
合計				244,487,321 (36,144,951)	

(注1)通貨種類毎の小計の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入 投資信託受益証券時 価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	7.8%	100.0%

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 9月30日現在です。

【シンプレクス謳歌ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	1,207,687,377円
負債総額	673,176円
純資産総額（ - ）	1,207,014,201円
発行済口数	1,253,777,267口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9627円

（参考）

シンプレクス謳歌株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	820,722,472円
負債総額	38,749,542円
純資産総額（ - ）	781,972,930円
発行済口数	682,405,114口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1459円

シンプレクス謳歌先物マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	468,161,742円
負債総額	42,734,270円
純資産総額（ - ）	425,427,472円
発行済口数	532,642,781口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7987円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等（2021年9月末現在）

資本金 370百万円
発行する株式の総数 12,000株
発行済株式の総数 7,400株
直近5カ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

- ・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

- ・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

- ・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

- ・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2021年9月30日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	73	636,998
単位型株式投資信託	44	132,721
単位型公社債投資信託	4	7,670
合計	121	777,389

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			2,951,245		6,336,550
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			16,636		16,404
4 未収委託者報酬			307,663		458,959
5 未収運用受託報酬			693,545		2,076,525
6 未収投資助言報酬			-		12
7 その他			89,364		106,129
流動資産計			4,058,555		8,994,681
固定資産					
1 有形固定資産			20,005		19,092
(1)建物付属設備	*1	11,127		*1	8,044
(2)器具備品	*1	8,878		*1	11,048
2 無形固定資産			761		652
(1)電話加入権		761		652	
3 投資その他の資産			104,149		108,138
(1)投資有価証券		26,135		31,316	
(2)長期差入保証金		75,075		74,702	
(3)長期前払費用		2,939		2,119	
固定資産計			124,916		127,882
資産合計			4,183,472		9,122,564

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			73,364		75,413
2 未払金			1,420,140		2,069,638
3 関係会社未払金			4,950		4,950
4 未払費用			19,548		26,643

5 未払法人税等		350,928		1,399,572
6 未払消費税等		23,597		393,431
7 前受金		17,009		24,392
流動負債計		1,909,538		3,994,040
固定負債				
1 資産除去債務		24,894		25,137
2 繰延税金負債		443		696
固定負債計		25,338		25,833
負債合計		1,934,876		4,019,874
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,790,060		4,639,448	
利益剰余金計		1,882,560		4,731,948
株主資本計		2,252,560		5,101,948
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		3,965		742
評価・換算差額等計		3,965		742
純資産合計		2,248,595		5,102,690
負債・純資産合計		4,183,472		9,122,564

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		2,564,725		6,000,778	
2 運用受託報酬		2,747,460		3,748,014	
3 投資助言報酬		-		10	
4 その他営業収益		-	5,312,186	21,253	9,770,057
営業費用					
1 支払手数料		208,965		170,590	
2 調査費					
(1)調査費		37,225		44,486	
(2)委託調査費		138,052		183,688	
3 委託計算費		18,336		20,636	
4 通信費		2,508	405,087	3,909	423,311
一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬		1,352,600		1,352,600	
(2)給料・手当		383,233		377,011	

(3)賞与・退職金等	1,338,197		1,994,191	
2 交際費	7,253		6,333	
3 旅費交通費	20,835		1,116	
4 業務事務委託費	15,835		13,087	
5 租税公課	48,325		97,164	
6 不動産賃借料	112,369		112,516	
7 固定資産減価償却費	7,258		7,888	
8 諸経費	*1 174,055	3,459,964	*1 200,159	4,162,069
営業利益		1,447,134		5,184,676
営業外収益				
1 受取利息	452		141	
2 為替差益	-		20,861	
3 受取配当金	320		1,560	
4 還付加算金	4,645		-	
5 投資有価証券売却益	-		0	
6 その他の営業外収益	-	5,417	682	23,245
営業外費用				
1 為替差損	6,384		-	
2 その他の営業外費用	-	6,384	180	180
経常利益		1,446,168		5,207,742
特別損失				
1 固定資産除却損	806	806	109	109
税引前当期純利益		1,445,361		5,207,633
法人税、住民税及び事業税	419,603		1,508,465	
法人税等調整額	16,101	403,501	221	1,508,244
当期純利益		1,041,860		3,699,388

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	1,129	2,209,576
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	1,000,006	1,000,006	1,000,006	-	1,000,006
当期純利益	-	-	1,041,860	1,041,860	1,041,860	-	1,041,860
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	2,835	2,835
当期変動額合計	-	-	41,853	41,853	41,853	2,835	39,018
当期末残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	3,965	2,248,595

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	3,965	2,248,595
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	850,001	850,001	850,001	-	850,001
当期純利益	-	-	3,699,388	3,699,388	3,699,388	-	3,699,388
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	4,707	4,707
当期変動額合計	-	-	2,849,387	2,849,387	2,849,387	4,707	2,854,095
当期末残高	370,000	92,500	4,639,448	4,731,948	5,101,948	742	5,102,690

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15

号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物付属設備	47,834千円	50,917千円
器具備品	18,376千円	21,616千円
計	66,210千円	72,534千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	2019年3月31日	2019年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,200,004	432,433	2021年3月31日	2021年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年3月31日）	当事業年度 （2021年3月31日）
1年以内	63,443	63,443
1年超	95,165	31,721
合計	158,609	95,165

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とはば連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,951,245	2,951,245	-
(2) 未収委託者報酬	307,663	307,663	-
(3) 未収運用受託報酬	693,545	693,545	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	26,135	26,135	-
資産計	3,978,589	3,978,589	-
(1) 未払金	1,420,140	1,420,140	-
(2) 未払法人税等	350,928	350,928	-
負債計	1,771,068	1,771,068	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	6,336,550	6,336,550	-
(2) 未収委託者報酬	458,959	458,959	-
(3) 未収運用受託報酬	2,076,525	2,076,525	-
(4) 未収投資助言報酬	12	12	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	31,316	31,316	-
資産計	8,903,364	8,903,364	-
(1) 未払金	2,069,638	2,069,638	-
(2) 未払法人税等	1,399,572	1,399,572	-
負債計	3,469,210	3,469,210	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

（1）未払金、（2）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,951,245	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	307,663	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	693,545	-	-	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	101	17,826	-
合計	3,952,454	101	17,826	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	6,336,550	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	458,959	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,076,525	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	12	-	-	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	96	21,550	-
合計	8,872,047	96	21,550	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	101	100	1
小計	101	100	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	26,034	30,000	3,966
小計	26,034	30,000	3,966
合計	26,135	30,100	3,964

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	21,550	20,000	1,550
小計	21,550	20,000	1,550

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,766	10,100	333
小計	9,766	10,100	333
合計	31,316	30,100	1,216

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	9,063千円	10,911千円
未払事業税	22,998千円	76,285千円
その他有価証券評価差額金	1,214千円	102千円
資産除去債務	7,622千円	7,697千円
繰延税金資産小計	40,900千円	94,996千円
評価性引当額（注）	40,900千円	94,996千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0千円	474千円
固定資産（除去費用）	443千円	221千円
繰延税金負債合計	443千円	696千円
繰延税金負債の純額	443千円	696千円

（注）評価性引当額が54,095千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が53,286千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.0%
評価性引当額の増減	1.7%	1.0%
特別税額控除	4.5%	2.8%
その他	0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8%	29.0%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56％から1.145％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	24,654千円	24,894千円
時の経過による調整額	240千円	242千円
期末残高	24,894千円	25,137千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への営業収益	2,564,725	2,747,460	5,312,186

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	6,000,778	3,748,014	10	21,253	9,770,057

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
2,583,217	2,514,791	211,389	2,787	5,312,186

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
6,063,650	3,580,289	75,001	51,115	9,770,057

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	2,514,791	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	3,580,289	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	（被所有） 直接・ 100％	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	（被所有） 直接・ 100％	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資 運用業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の受取 (注)	1,761	-	-
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資 運用業 投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約	運用受託 報酬の受取 (注)	2,514,791	未収運用 受託報酬	649,321
						事務協力 関係	委託調査費 の支払	51,252		
						役員の 兼任	事務委託費 の支払	19,537	未払金	22,575

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資 運用業 投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約	運用受託 報酬の受取 (注)	3,580,289	未収運用 受託報酬	2,026,758
						事務協力 関係	委託調査費 の支払	24,000		
						役員の 兼任	事務委託費 の支払	24,726	未払金	6,875,496

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）		当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	
1株当たり純資産額	303,864円21銭	1株当たり純資産額	689,552円76銭
1株当たり当期純利益金額	140,791円94銭	1株当たり当期純利益金額	499,917円42銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
当期純利益	1,041,860千円	3,699,388千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	1,041,860千円	3,699,388千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2021年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	370百万円	金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行います。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 9月10日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年 9月10日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 米 永 隆 司 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月4日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシンプレクス謳歌ファンドの2020年12月11日から2021年9月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス謳歌ファンドの2021年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。